

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

国民健康保険税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

## 評価実施機関名

安中市長

## 公表日

平成27年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及び安中市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の発送、その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>②国民健康保険税の賦課・減免</p> <p>③課税調査</p> <p>④国民健康保険税の特別徴収</p> <p>⑤国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減)</p> <p>⑥国民健康保険税の収納・消し込み</p> <p>⑦国民健康保険税の過誤納金還付・充当</p> <p>⑧証明書の交付</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、個人住民税システム、固定資産税システム、収納システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項  (別表第二における情報提供の根拠) ・27及び46の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課諸税証明係
②所属長	税務課長 中嶋 薫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 税務課諸税証明係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 税務課諸税証明係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

